

意見 No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>土壤汚染対策法では、他者の残した土壤汚染であっても、『土地所有者』に責任義務がかかり、その為に、運用しきれない土地が拡大していると聞いている。</p> <p>このような理由から不良資産となってしまう土地であっても、通常通りの固定資産税率がかかるため審査を付けてでも、固定資産免除、或は割合を条件により定める等の対策を講じて頂きたい。</p>	<p>頂いた御意見は政令案の内容とは直接関係がないと考えられますが、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>汚染物質を実際出していない『土地所有者』への責任義務の緩和、助成に関しても、見直して頂きたい。</p>	<p>頂いた御意見は政令案の内容とは直接関係がないと考えられますが、今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>「当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態に応じて環境省令で定める措置が講じられていること。」を追加することとされているが、その内容を具体的に示されたい。また、調査等の対象とならない場合として環境省令で定める措置が講じられていることが明記されることとなるが、その措置に、都道府県知事や専門家が適切と認める措置についても含まれるような記載にされたい。第5条についても同様。</p>	<p>前段については、検討した結果、「当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態に応じて環境省令で定める措置が講じられていること。」の部分については現行の「技術的基準に適合する汚染の除去等の措置」の部分に含まれており、政令改正を要しないと解釈できるため追加しないことといたします。また後段については、技術の進歩に応じて、必要な改正を行っていくべきであると考えております。</p>